

国際臨床医学会 国際臨床研究者認定制度 規則

第1章 総則

第1条（目的）

国際臨床医学会 国際臨床研究者認定制度（以下、本制度という。）は、国際臨床研究に必要な知識や研究倫理を習得した人材を国際臨床研究者として認定することにより、国際共同臨床研究が広く円滑に実施され、もって国際医療の発展から広く社会に貢献することを目的とする。

第2条（運営）

国際臨床医学会（以下、本学会という。）は、前条の目的を達成するために、本規則により国際臨床研究者の認定を行う。

2. この制度の運営と維持に当たるため、国際臨床医学会 認定制度委員会において国際臨床研究者研修認定部会（以下、部会）を置く。部会の部会長、部員及び幹事は、理事会において選任する。

第3条（認定部会の業務）

認定部会は、本制度全般についての運営・管理を行い、以下の各号の業務を行う。

- （1） 国際臨床研究者認定研修コースの策定及び認定
- （2） 国際臨床研究者認定試験の認証・評価
- （3） 国際臨床研究者の認定審査及び更新審査
- （4） その他、本制度に必要な事項

第2章 認定

第4条（認定要件）

国際臨床研究者の認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たすこと。

- （1） 臨床研究の経験があること
臨床研究*に1件以上もしくは1年以上従事した経験を有する
*国内臨床研究・国際臨床研究いずれも含む
- （2） 国際臨床医学会国際臨床研究者認定 e-learning システムを用いた国際共同臨床研究に関する研修コースを修了したもの
- （3） 上記 e-learning システムに付属の確認テストに合格したもの
- （4） 国際臨床医学会正会員であること
- （5） 研修開始から2年以内に、少なくとも1回以上の国際臨床研究者認定指定講習会の受講したもの

第5条（認定方法）

認定審査は、毎年原則1回実施する。

2. 認定試験の期日、その他認定審査の実施に必要な事項は、本学会公式サイトにて発表する。

第6条（申請書類）

認定審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、本学会に提出すること

（1）国際臨床研究者認定申請

臨床研究の経験に関する詳細記述

臨床研究の経験を証明できる文書

および保有資格に関する証明書の添付

（2）国際臨床医学会国際臨床研究者認定 e-learning システムを用いた国際臨床研究に関する研修コースを修了したことを証明する受講証明書の写し

（3）国際臨床医学会国際臨床研究者認定指定講習会受講証明書の写し

第7条（認定審査）

認定部会は、第4条に定めた認定要件に基づき、認定審査を行い、理事会の承認を経て国際臨床研究者に認定し、登録する。

第8条（認定証の発行）

理事長は、認定登録料を納入し認定登録された者に認定証を発行する。

第9条（認定証の有効期間）

認定証の有効期間は、発行の日より4年とする。

第10条（認定更新）

国際臨床研究者は、認定を受けた年から5年を経たとき、認定更新の認定を受けなければ、引き続き国際臨床研究実施者を称することができない。

2.認定更新は、本学会会告およびホームページに申請に関する事項を公示し、審査する。

第11条（更新資格）

認定更新を申請するものは、次の各項の条件をすべて満たすことを要する。

（1）認定登録時から更新申請時までの期間、本学会の年会費を完納していること

（2）認定登録時から更新申請時までに少なくとも1回、国際臨床医学会の指定する(実施する)認定講習会を受講すること

第12条（更新の保留）

認定更新を申請する者が産前・産後休業、育児休業、海外留学、長期病気療養等により第11条第2項の要件を満たすことが困難な場合は、認定部会に更新保留の申請を申し出ることができる。ただし、保留期間中は国際臨床研究者を呼称することはできない。

第13条（資格喪失）

国際臨床研究者は、次の各号の理由により、その資格を喪失する。

- （1） 国際臨床研究者の認定を辞退したとき
- （2） 認定更新が行われなかったとき
- （3） 本学会を退会したとき

第14条（資格取消）

国際臨床研究者として、ふさわしくない行為があったとき、または申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定部会において審議を行い理事会の承認を経て認定を取消することができる。

第3章 研修

第15条（研修）

研修の内容は次の各号に規定するものとする。

- (1) 研修開始申請後に、本会が認定する国際共同臨床研究に関する研修コース(e-learning システムによるものを含む)を受講し、単元ごとの確認テストに合格すること。
- (2) 研修開始申請後に、本会が実施もしくは指定する国際共同臨床研究に関する講習会を受講すること。

第16条（研修内容その他）

研修内容の基準その他必要なことについては、認定部会が定める。また、認定部会は、他の団体が提供する国際共同臨床研究に関する研修コースのうち、認定部会が定める研修コースの認定要件に適合するものを、本会の認定研修コースとして認める。

第4章 規則の改正

第17条

本規則の改正は、認定部会及び理事会の決議を経て、改正することができる。

附則

この規程は、2022年11月3日から施行する。